

熊本市健全な森づくり推進計画  
(熊本市森林整備計画)

変更計画書

計画期間 ( 自 令和 2年(2020年)4月 1日  
至 令和12年(2030年)3月31日 )

〈令和4年(2022年)3月変更〉

熊 本 市

# 目 次

序章 .....	
第 1 章 .....	
第 2 章 .....	
Ⅰ 伐採、造林、保育その他森林の整備に関する基本的な事項 .....	
Ⅱ 森林の整備に関する事項 .....	
第 1 森林の立木竹の伐採に関する事項(間伐に関する事項を除く) .....	
第 2 造林に関する事項 .....	3
第 3 間伐を実施すべき標準的な林齢、間伐及び保育の標準的な方法その他間伐 及び保育の基準 .....	5
第 4 公益的機能別施業森林等の整備に関する事項 .....	6
第 5 委託を受けて行う森林の施業又は経営の実施の促進に関する事項 .....	7
第 6 森林施業の共同化の促進に関する事項 .....	7
第 7 作業路網その他森林の整備のために必要な施設の整備に関する事項 .....	7
第 8 その他必要な事項 .....	8
Ⅲ 森林の保護に関する事項 .....	8
Ⅳ 森林の保健機能の増進に関する事項 .....	8
Ⅴ その他森林の整備のために必要な事項 .....	8

## 【変更の理由等】

### 1 計画の変更を要する理由

森林法第10条の5の規定に基づき樹立した熊本市健全な森づくり推進計画(熊本市森林整備計画)を、同法第10条の6第3項の規定に基づき変更する。

### 2 効力の発生

令和4年(2022年)4月1日から効力を生ずる。

## 序章 計画策定の趣旨と位置づけ〔変更なし〕

### 第1章 熊本市の森づくり推進方向〔変更なし〕

### 第2章 森林整備に関する基準（市町村森林整備計画）

#### I. 伐採、造林、保育その他森林の整備に関する基本的な事項〔変更なし〕

#### II. 森林の整備に関する事項

##### 第1 森林の立木竹の伐採に関する事項（間伐に関する事項を除く。）

###### 1 樹種別の立木の標準伐期齢〔変更なし〕

###### 2 立木の伐採（主伐）の標準的な方法

森林の有する多面的機能を維持増進するため、立地条件、既往の施業体系等を勘案して行う。

立木の伐採のうち主伐については、更新（伐採跡地（伐採により生じた無立木地）が、再び立木地となること）を伴う伐採であり、その方法については、以下に示す皆伐又は択伐によるものとする。

皆伐：皆伐は、主伐のうち択伐以外のものとする。皆伐に当たっては、気候、地形、土壌等の自然的条件や多面的機能の確保の観点から、伐採跡地が連続することがないように留意しつつ、適切な伐採区域の形状、1箇所当たりの伐採面積の規模及び伐採区域のモザイク的配置に配慮し、伐採面積の規模に応じて、少なくともおおむね20ヘクタールごとに保残帯を設け、適確な更新を推進する。

択伐：択伐は、主伐のうち、伐採区域の森林を構成する立木の一部を伐採する方法であって、単木、帯状又は樹群を単体として伐採区域全体ではおおむね均等な割合で行うものとする。なお、材積に係る伐採率は30%以下（伐採後の造林が植栽による場合は40%以下の伐採）とし、森林の有する公益的機能を維持増進する適正な林分構造となるよう、適切な伐採率によることとする。

なお、立木の伐採の標準的な方法を進めるに当たっては、以下のア～オに特に留意する。

ア 森林の有する多面的機能を維持増進することを旨とし、立地条件、既往の施業体系、樹種の特性、木材の需要動向、森林の構成等を勘案する。

イ 森林の有する公益的機能の発揮と森林生産力の維持増進を図る観点から、伐採跡地が連続することのないよう、伐採跡地間には、少なくとも周辺森林の成木の樹高程度の幅を確保するものとし、伐採の対象とする立木については、標準伐期齢以上を目安として選定する。

ウ 伐採後にも適確に更新できるよう、あらかじめ適切な更新の方法を定め、その方法を勘案して伐採を行うとともに、地拵えや植栽等の造林作業、天然稚樹の生育の支障とならないよう枝条類を整理する。特に、伐採後の更新を天然更新とする場合には、天然稚樹の生育状況、母樹の保存、種子の結実等に配慮する。

エ 林地の保全、落石等の防止、寒風害等の各種被害の防止、風致の維持及び溪流周辺や尾根筋等の森林における生物多様性の保全等のため、必要がある場合には、人工林・天然林問わず所要の保護樹帯を設置することとし、野生動物の営巣等に重要な空洞木、枯損木及び目的樹種以外の樹種であっても目的樹種の成長を妨げないものについては、保残に努める。

オ 上記ア～エに定めるものに加え、「主伐時における伐採・搬出指針の制定について」（令和3年

3月16日付け2林整整第1157号林野庁通知(以下、「伐採・搬出指針」という。)のうち、立木の伐採方法に関する事項を踏まえ行うこととする。

また、集材に当たっては、それに伴う土砂の流出等を未然に防止し、林地保全を図るとともに、生物多様性の保全にも配慮するため、集材路の設置等については「伐採・搬出指針」を踏まえ、現地に適した作業方法により行うこととする。

注)「集材路」とは、立木の伐採、搬出等のために林業機械等が一時的に走行することを目的として作設される仮施設をいう(森林整備や木材の搬出のために継続的に用いる道は森林作業道として集材路と区別する)。

### 3 その他必要な事項〔変更なし〕

## 第2 造林に関する事項

### 1 人工造林に関する事項

人工造林は、植栽によらなければ適確な更新が困難な森林や公益的機能の発揮の観点から植栽を行うことが適当である森林のほか、木材等生産機能の発揮が期待され、将来にわたり育成単層林として維持する森林で行うものとする。

その際、作業の省力化・効率化に留意するとともに、野生鳥獣による被害を防除するため、地域における森林被害や生息状況等を勘案しつつ、施業と一体的に行う防護柵等の鳥獣害防止施設等の整備等を必要に応じて行うものとする。

#### (1) 人工造林の対象樹種

人工造林の対象樹種は、適地適木を基本として、地域の気候、地形、土壌等の自然的条件、造林種苗の需給動向、木材の利用状況、既往の造林実績等から、表2のとおりとする。

なお、森林所有者等が定められた樹種以外を植栽する場合は、林業普及指導員又は熊本市農業政策課と相談の上、適切な樹種を選択するものとする。

また、苗木の選定については、特定苗木等の成長に優れた苗木や少花粉スギなどの花粉症対策に資する苗木を積極的に用いることに努めることとする。

表2 人工造林の対象樹種

区分	樹種名
人工造林の対象樹種	スギ、ヒノキ、クヌギ等

(2) 人工造林の標準的な方法〔変更なし〕

(3) 伐採跡地の人工造林をすべき期間〔変更なし〕

### 2 天然更新に関する事項

天然更新については、前生稚樹の生育状況、母樹の存在など森林の現況、気候、地形、土壌等の自然条件、林業技術体系等からみて、主に、自然の遷移を活用して適確に更新を推進する森林において行うものとする。

なお、天然更新には不確実性が伴うことから、現地の状況を十分確認すること等により適切な更新を選択するものとする。

(1) 天然更新の対象樹種〔変更なし〕

(2) 天然更新の標準的な方法〔変更なし〕

(3) 伐採跡地の天然更新をすべき期間〔変更なし〕

3 植栽によらなければ適確な更新が困難な森林に関する事項

(1) 植栽によらなければ適確な更新が困難な森林の基準

天然更新が期待できない森林については、その森林を植栽によらなければ適確な更新が困難な森林とする。

なお、現況が針葉樹人工林であり、母樹となり得る高木性の広葉樹林が更新対象地の斜面上方や周囲100m以内に存在せず、林床にも更新対象樹種が存在しない森林を当該森林とする。

4 森林法第10条の9第4項の規定に基づく伐採の中止又は造林をすべき旨の命令の基準〔変更なし〕

5 その他必要な事項〔変更なし〕

### 第3 間伐を実施すべき標準的な林齢、間伐及び保育の標準的な方法その他間伐及び保育の基準

1 間伐を実施すべき標準的な林齢及び間伐の標準的な方法 [変更なし]

2 保育の種類別の標準的な方法

森林の立木の生育の促進及び林分健全化を推進するため、保育の時期、回数及び作業方法について、表10及び表11のとおり定めるものとする。

その際、作業の省力化・効率化に留意するとともに、野生鳥獣による被害を防除するため、地域における森林被害や生息状況等を勘案しつつ、施業と一体的に行う防護柵等の鳥獣害防止施設等の整備等を必要に応じて行うものとする。

表 10 保育を実施すべき標準的な林齢

保 育 の 種 類	樹 種	実施すべき標準的な林齢 (年)															
		1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	
下刈り	スギ ヒノキ	←															→
つる切り								←									→
除伐								←									→

注) 特定苗木等の活用により、植栽木が健全に生育し、下刈りの必要性が無くなった場合においては、作業の省力化・効率化のため、実施期間の短縮に努めるものとする。

表 11 保育の標準的な方法

標準的な方法
下刈り : 植栽木が雑草木に被圧されなくなる時期までに年1回(必要に応じて2回)毎年実施する。 つる切り: つるの繁茂状況に応じて、下刈り終了後2~3年ごとに行う。 除 伐 : つる切りと同時期に目的外樹種及び不良木を除去する。

3 その他必要な事項 [変更なし]



#### 第4 公益的機能別施業森林等の整備に関する事項

- 1 公益的機能別施業森林の区域及び当該区域内における施業の方法〔変更なし〕
- 2 木材生産機能の維持造林を図るため森林施業を推進すべき森林の区域及び当該区域内における施業の方法

##### (1) 区域の設定

林木の生育に適した森林、林道等の開設状況等から効率的な施業が可能な森林、森林の機能の評価区分で木材生産機能の評価区分が高い森林で、自然的条件等から一体的に森林施業を行うことが適当と認められる森林について、木材の生産機能の維持増進を図るため森林施業を推進すべき森林の区域として表14に定める。

また、この区域のうち林地生産力の高い森林や傾斜が緩やかで地質が安定しており災害が発生する恐れのない森林、林道からの距離が近い森林等、これらを満たす自然的・社会的条件が有利な箇所については、森林の一体性を踏まえつつ、特に効率的な施業が可能な森林の区域として定めるものとする。

##### (2) 森林施業の方法

木材等林産物を持続的、安定的かつ効率的に供給するため、生産目標に応じた主伐の時期及び方法を定めるとともに、植栽による確実な更新、保育、間伐等を推進することを基本とし、森林の公益的機能の発揮や森林資源の保続に配慮しつつ、森林施業の集約化、路網整備や機械化等を通じた効率的な森林整備を推進する。

また、特に効率的な施業が可能な森林における人工林の伐採後は、原則、植栽による更新を行うこととする。

表14〔変更なし〕

- 3 その他必要な事項〔変更なし〕

第5 委託を受けて行う森林の施業又は経営の実施の促進に関する事項〔変更なし〕

第6 森林施業の共同化の促進に関する事項〔変更なし〕

第7 作業路網その他森林の整備のために必要な施設の整備に関する事項

1 効率的な森林施業を推進するための路網密度の水準及び作業システムに関する事項

効率的な森林施業を推進するための林地の傾斜区分や搬出方法に応じた路網密度の水準については表16のとおりとする。

なお、路網密度の水準については、木材搬出予定箇所に適用することとし、尾根、溪流、天然林等の除地には適用しないこと。

表16 林地の傾斜区分・搬出方法に応じた路網密度の水準

区 分	作業システム	路網密度 (m/ha)		
		基幹路網	細部路網	合計
緩傾斜地 (0°~15°)	車両系作業システム	30~40	70~210	110~250
中傾斜地 (15°~30°)	車両系作業システム	23~34	52~165	85~200
	架線系作業システム	23~34	2~41	25~75
急傾斜地 (30°~35°)	車両系作業システム	16~26	35~124	60<50>~150
	架線系作業システム	15~25	0~24	20<15>~50
急峻地 (35°~)	架線系作業システム	5~15	0	5~15

注)「急傾斜地」の<>書きは、広葉樹の導入による針広混交林化など育成複層林へ誘導する森林における路網密度である。

また、地形傾斜に応じた搬出方法や路網と高性能林業機械を組み合わせた低コストで効率的な作業システムの考え方は、表17のとおりとする。

表17 低コストで効率的な作業システムの考え方〔変更なし〕

2 路網整備と併せて効率的な森林施業を推進する区域に関する事項〔変更なし〕

3 作業路網の整備に関する事項

(1) 基幹路網に関する事項

ア 基幹路網の作設に係る留意点

安全確保、土壌保全等の観点から、適切な規格・構造の路網を整備することとし、具体的には「林道規程(昭和48年4月1日付48林野道第107号林野庁長官通知)」、「林業専用道作設指針(平成22年9月24日付け22林整整第602号林野庁長官通知)」を基本とし、「熊本県林業専用道作設指針(平成23年9月26日付け林振第621号熊本県農林水産部長通知)」に則って行うこととする。

イ 基幹路網の整備計画〔変更なし〕

ウ 基幹路網の維持管理に関する事項〔変更なし〕

(2) 細部路網に関する事項〔変更なし〕

第8 その他必要な事項〔変更なし〕

Ⅲ 森林の保護に関する事項〔変更なし〕

Ⅳ 森林の保健機能の増進に関する事項〔変更なし〕

Ⅴ その他森林の整備のために必要な事項〔変更なし〕